

# 高等学校における発達障害等困難のある生徒の状況

高等学校において発達障害等困難のある生徒は一定数おり、特に定時制・通信制課程に多い。

高等学校の課程別	全日制	定時制	通信制
進学者中、発達障害等困難のある生徒の割合	1.8%	14.1%	15.7%

## 1. 調査対象

平成14年度の文部科学省全国調査※に準じた方法で、実態調査を実施した中学校における平成20年度卒業の生徒の一部について実施した（対象生徒数は約1万7千人）。

※「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」

## 2. 調査時期

平成21年3月27日時点

## 3. 実施方法

平成14年度に文部科学省で実施した全国調査に準じた方法で、平成18年度以降に実態調査を実施した中学校の3年生の一部を対象として、各中学校において発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路を分析・推計する。

実施に当たっては、学級担任や特別支援教育コーディネーター等複数の教員により判断するものとする。よって本分析結果は、医師の診断による発達障害のある生徒の割合を示したものではない。

## 4. 集計結果

調査対象の中学校3年生のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は、約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしている。これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は、約2.2%であった。

# 特別支援学校中学部・中学校特別支援学級卒業者の状況－国・公・私立計－（平成24年3月卒業者）

病弱の生徒については、特に高等学校へ進学する割合が高い。

区分	卒業者 A 人	進学者			
		高校等 (割合) 人	高等部 人	計 人	B/A %
視覚障害	166	4 (2.4%)	162	166	100.0
聴覚障害	451	39 (8.6%)	411	450	99.8
知的障害	6,688	8 (0.1%)	6,586	6,594	98.6
肢体不自由	1,565	18 (1.2%)	1,524	1,542	98.5
病弱	410	168 (41.0%)	211	379	92.4
計	9,280	237 (2.6%)	8,894	9,131	98.4
中学校特別支援学級	15,717	4,272 (27.2%)	10,446	14,718	93.6

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの (学校教育法施行規則第22条の3)

※①高校等：高等学校及び中等教育学校後期課程の本科・別科、高等専門学校

②高等部……特別支援学校高等部本科・別科

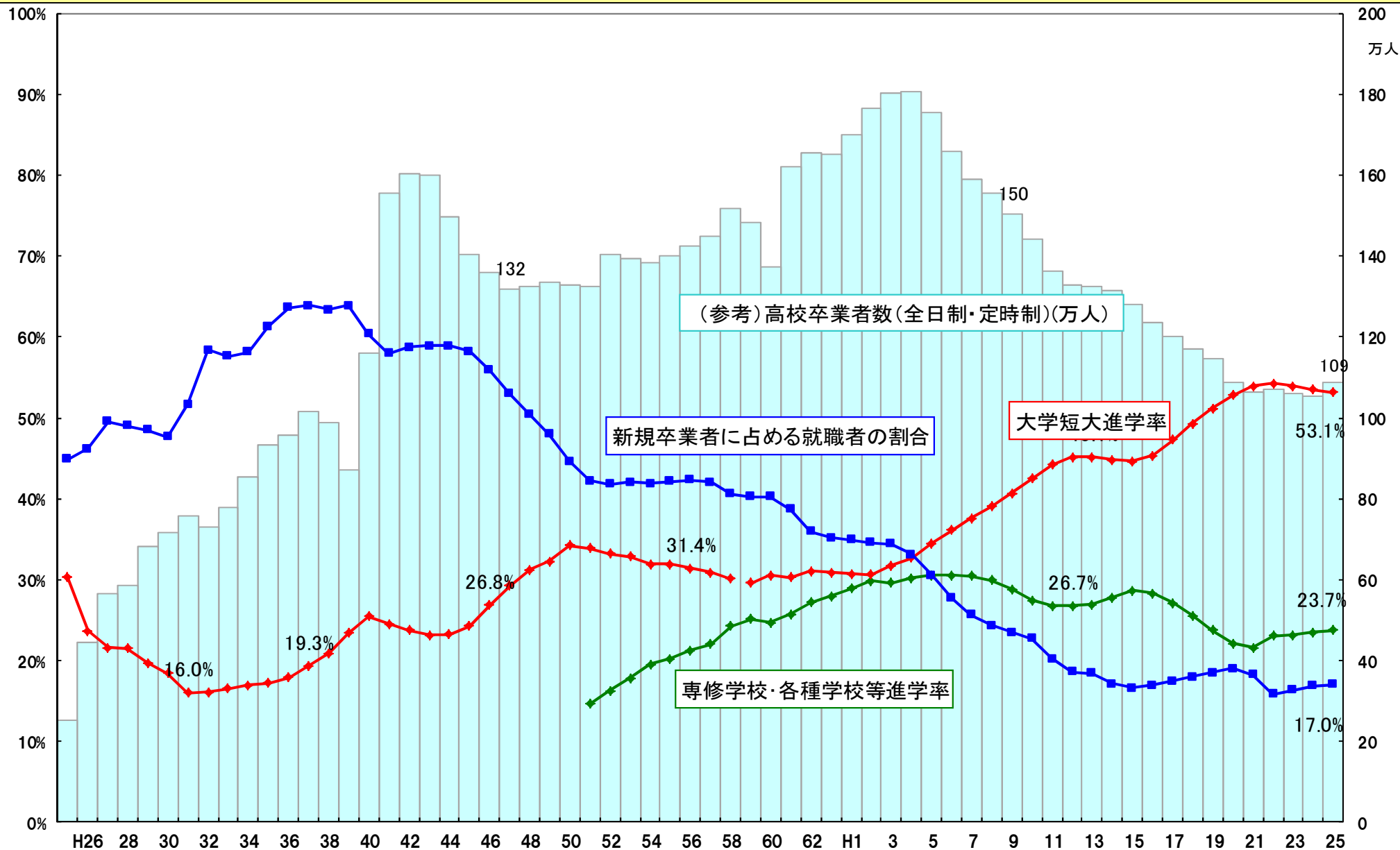
③職業能力開発……職業能力開発校、障害者職業能力開発校等

④社会福祉施設等入所・通所者……児童福祉施設、障害支援施設等、更正施設、授産施設、医療機関

学校基本調査（平成25年度）

# 高等学校卒業生の進路の推移

現在、約半数が大学進学以外の進路を選択している。



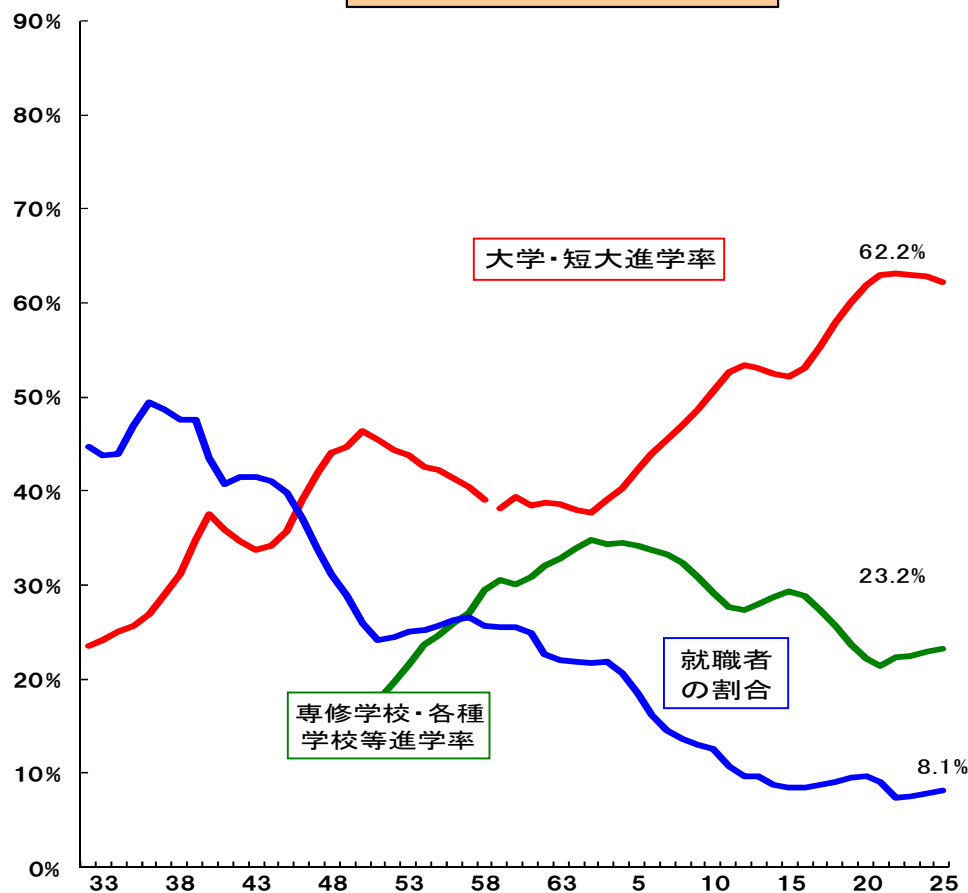
「大学短大進学率」は、昭和58年度以前は通信制への進学を除いており、厳密には59年度以降と連続しない

文部科学省「学校基本調査（平成25年度）」

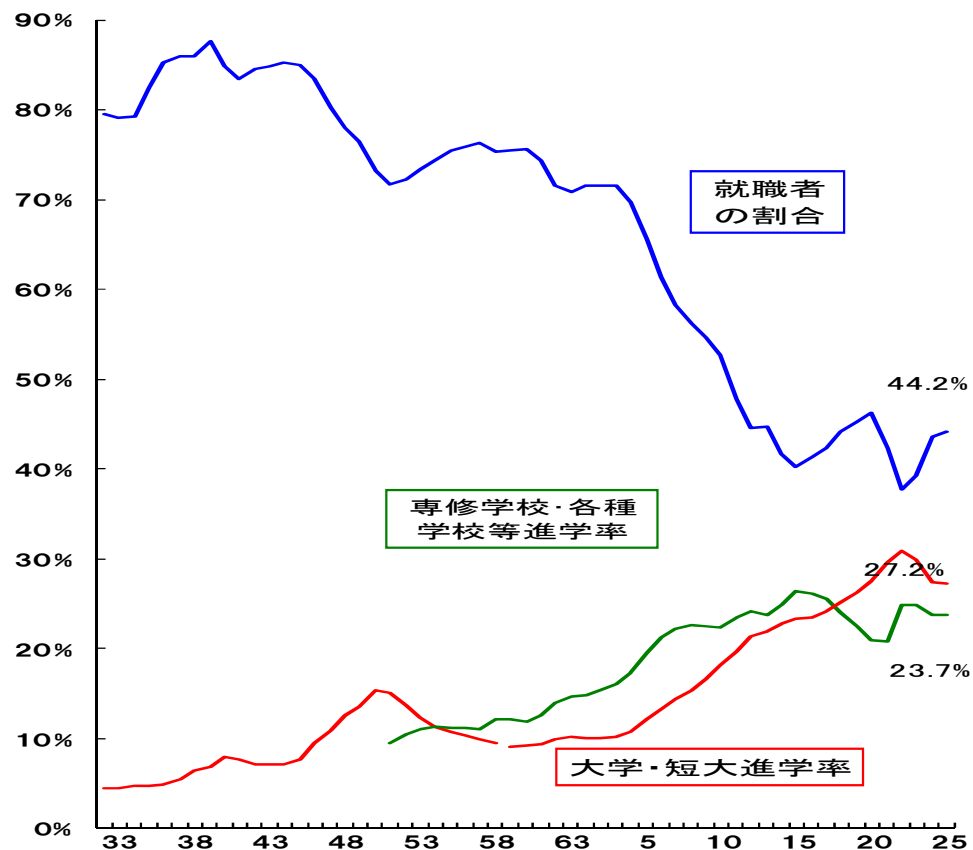
# 高等学校卒業生の進路の推移（普通科・専門学科別）

学科によって、高校卒業生の進路には違いがあり、多様な学習ニーズがある。

## 普通科



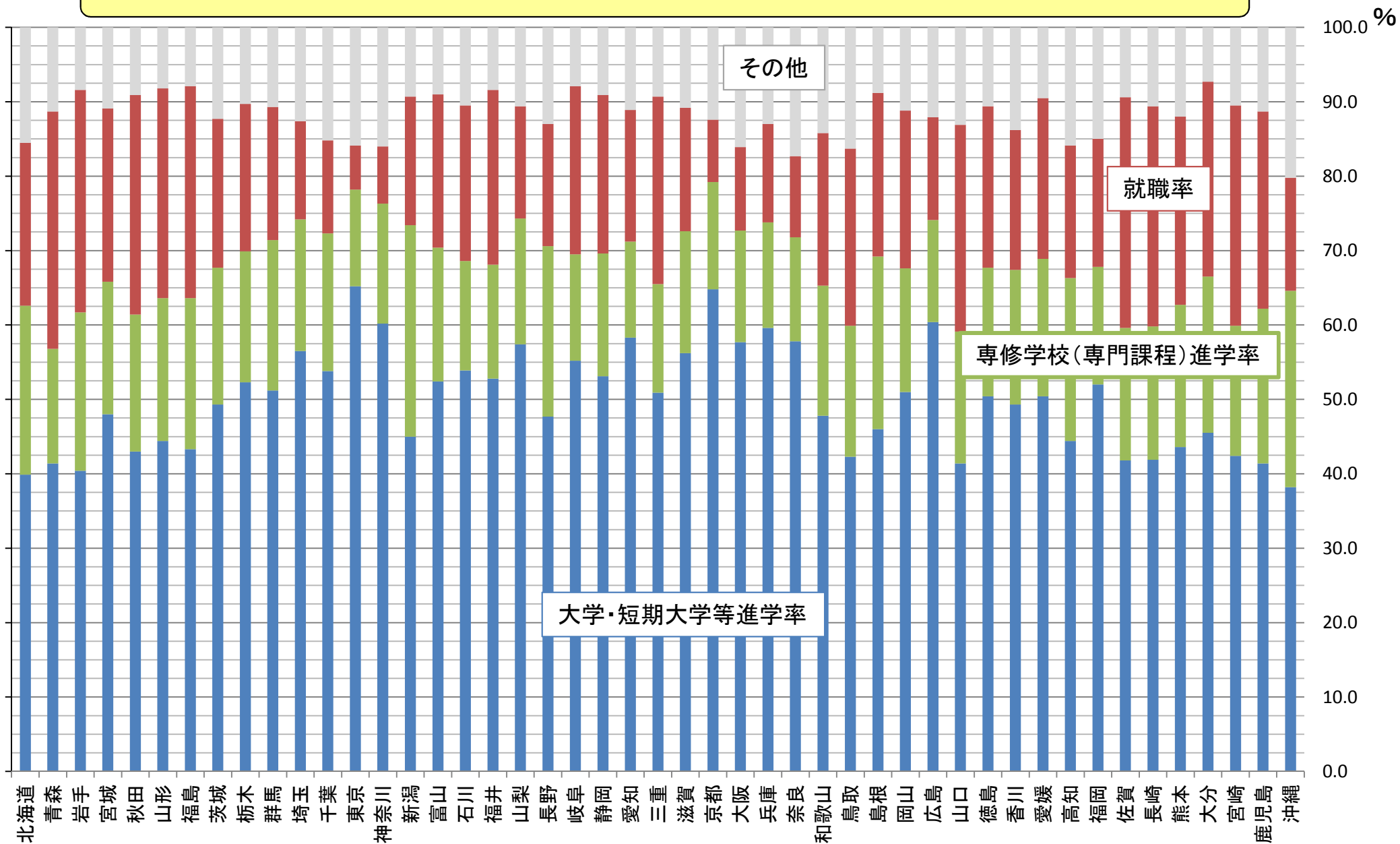
## 専門学科



大学短大進学率には、昭和58年以前は通信制大学短大への進学を除いているが、昭和59年以降はこれを含んでいる。

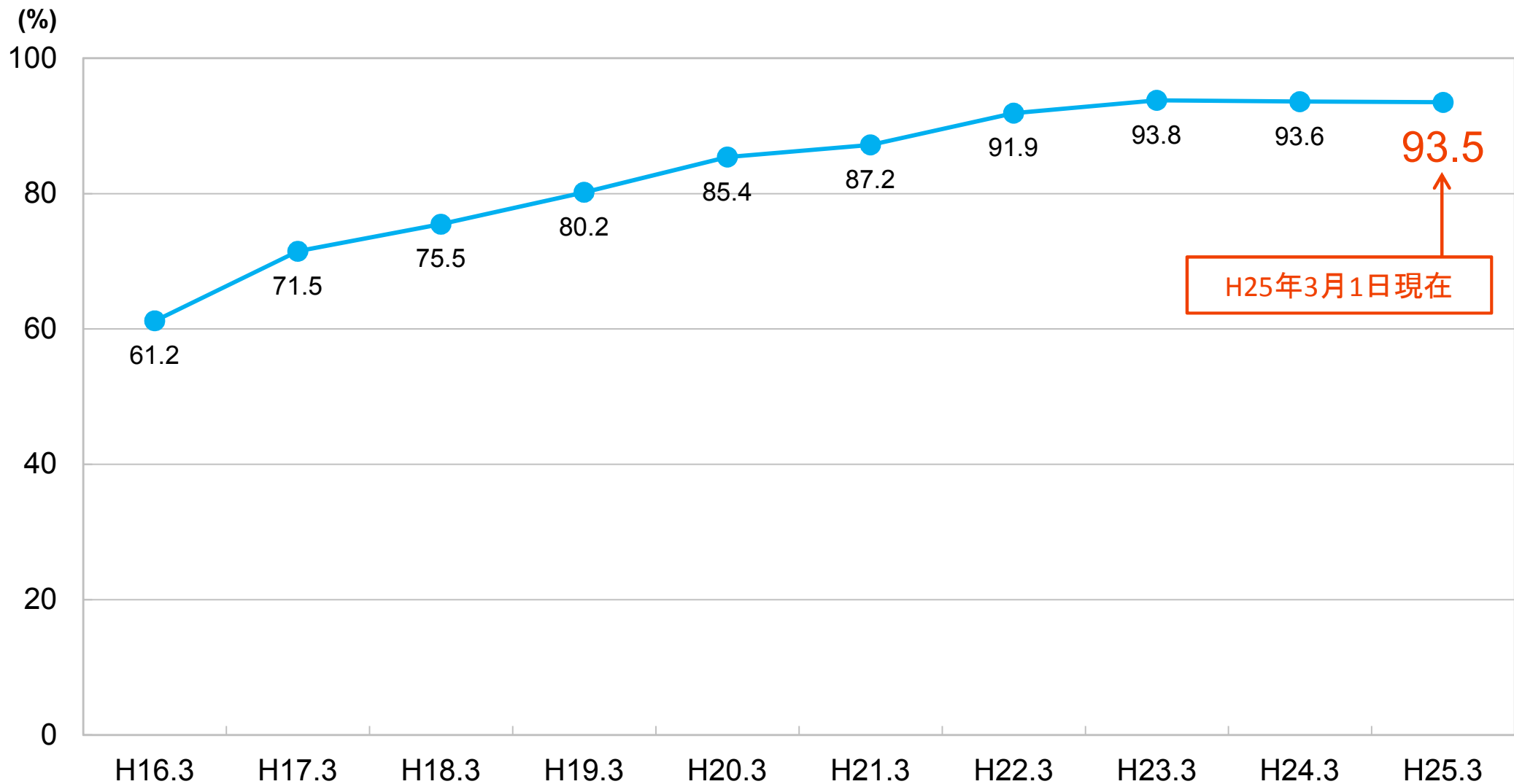
# 高校卒業後の進路（都道府県別）

都市部において、大学・短大進学率が高い傾向がある。



# 高等学校における普通教室の校内LAN整備率の推移

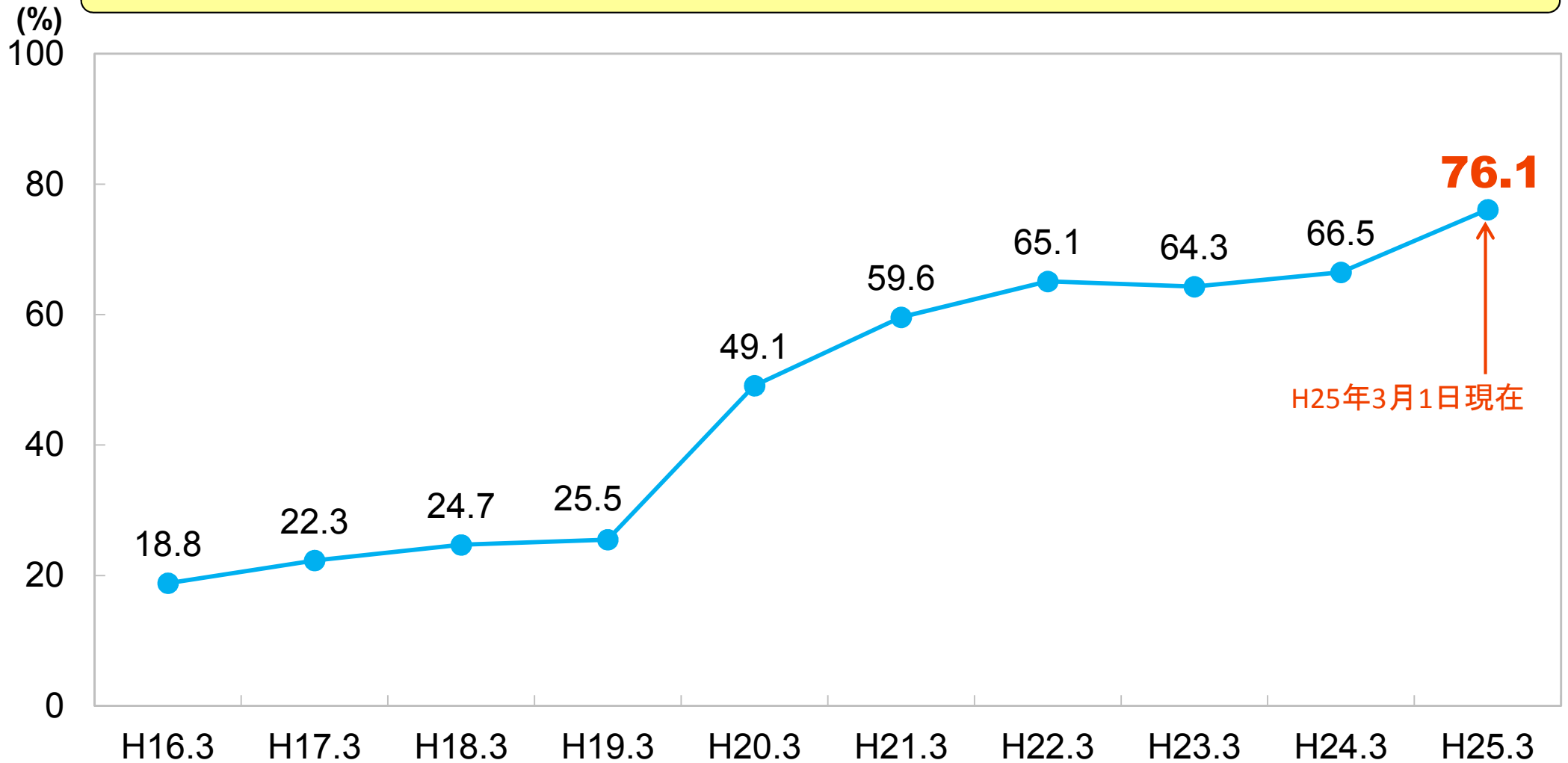
校内LANの整備率は9割を超えている。



出典: 学校における教育の情報化の実態等に関する調査(平成15年度~24年度)

# 高等学校における超高速インターネット接続率

超高速インターネットの接続率は増加傾向にあり、現在は7割を超えている。



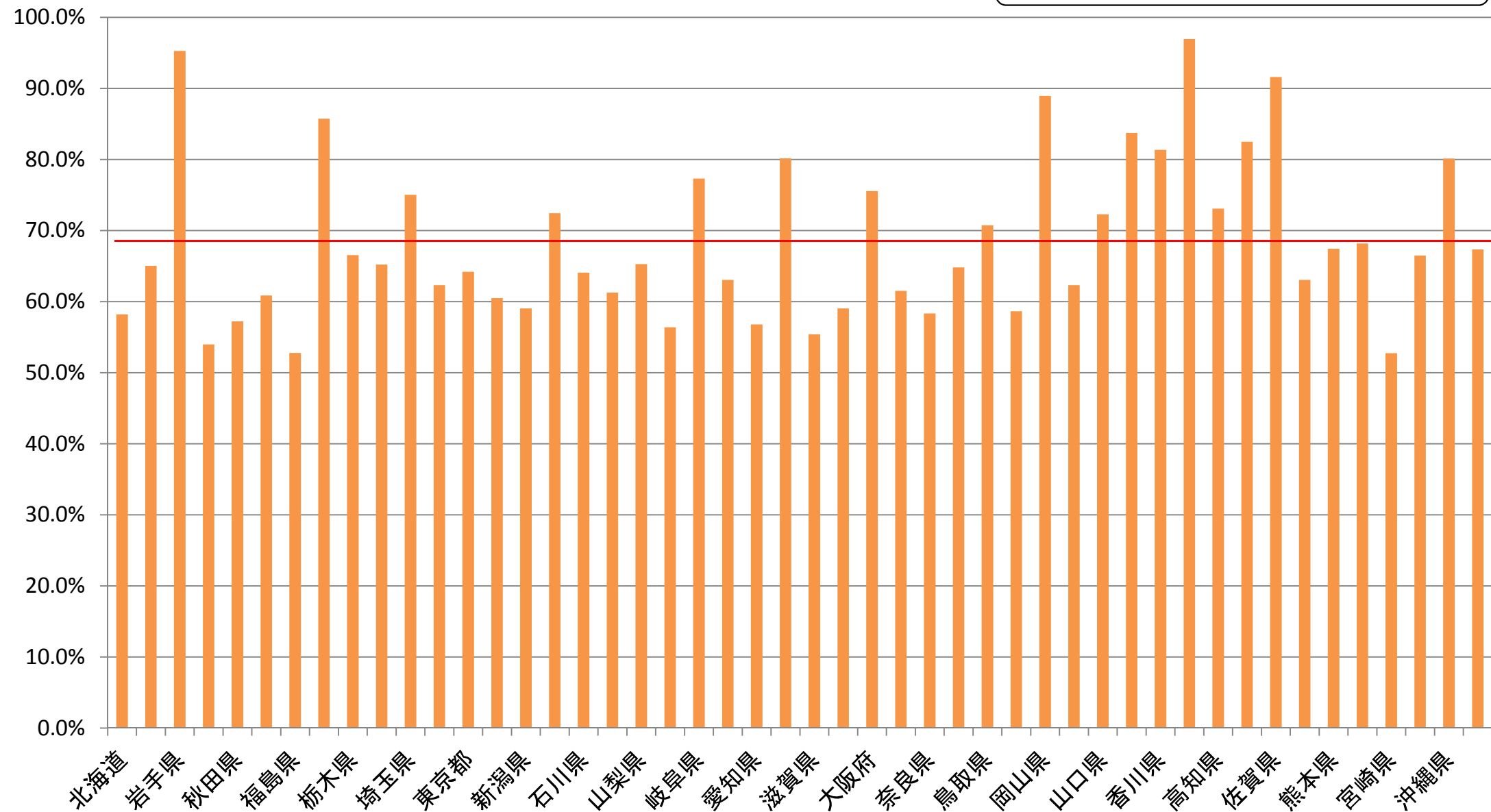
※超高速インターネット……接続回線速度 30Mbps 以上

※超高速インターネット接続率……超高速インターネット接続学校数 / インターネット接続学校数

出典: 学校における教育の情報化の実態等に関する調査(平成15年度~24年度)

# 高等学校において教員の授業中にICTを活用して指導する能力

全国平均:67.3%

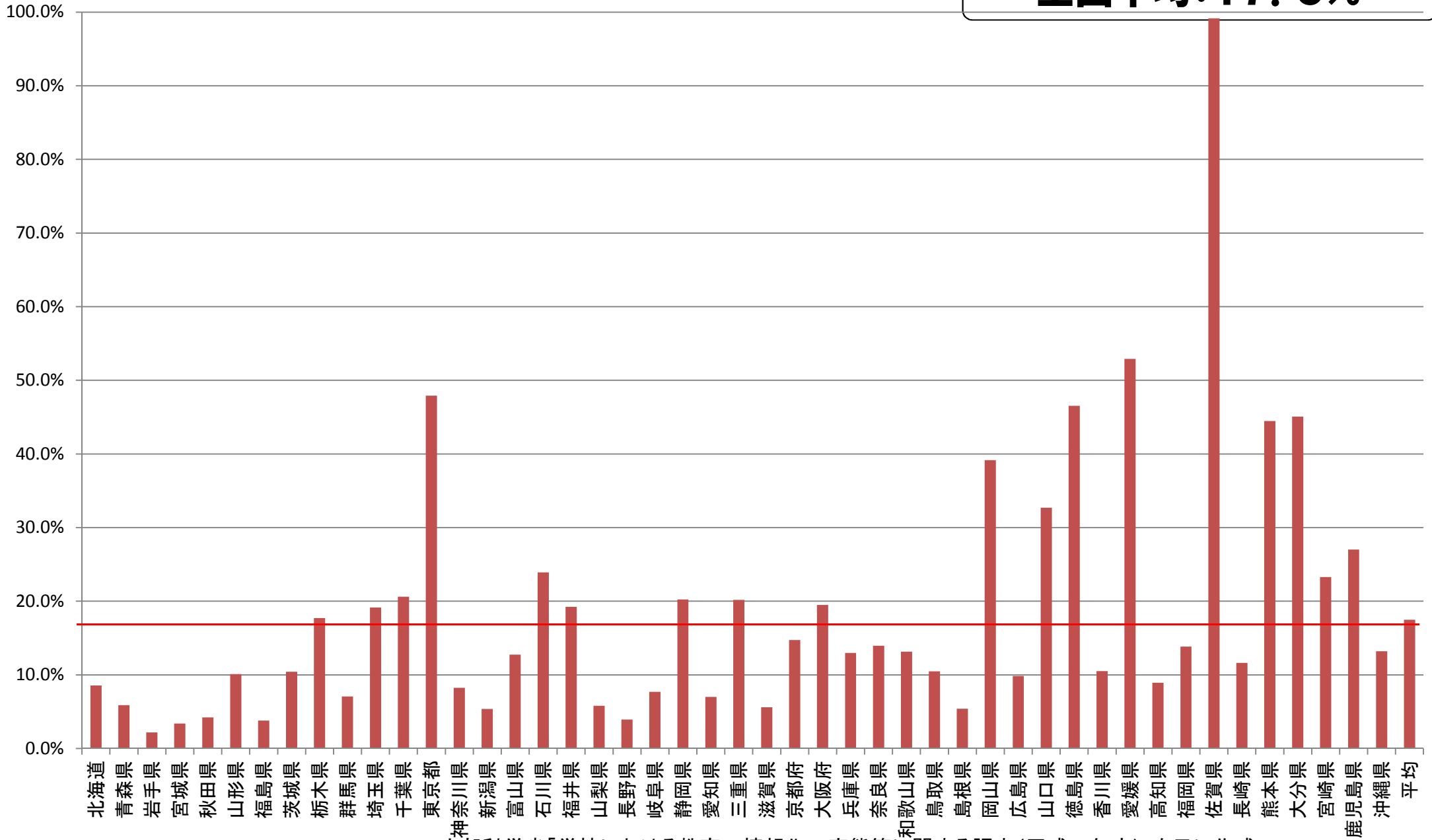


文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査(平成24年度)」を元に作成



# 高等学校におけるICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合（平成24年度）

**全国平均: 17.5%**



文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査（平成24年度）」を元に作成

# 高等学校におけるICT機器整備状況

## 教育用PC（平均5.1人/台）

	都道府県	市	合計
3.6人以下/台	2	39	41(29.7%)
3.6～5.1人/台	22	22	44(31.9%)
5.1人超/台	23	30	53(38.4%)

## 電子黒板（平均0.10台/普通教室）

	都道府県	市	合計
1台以上/普通教室	0	3	3(2.2%)
1～0.10台以上/普通教室	7	14	21(15.2%)
0.10台未満/普通教室	40	74	114(82.6%)

## 実物投影機（平均0.12台/普通教室）

	都道府県	市	合計
1台以上/普通教室	0	3	3(2.2%)
1～0.12台以上/普通教室	17	43	60(43.5%)
0.12台未満/普通教室	30	45	75(54.3%)

# 教育用コンピュータ、電子黒板機等の整備の推進及びICT支援員の配置等の充実

【平成26年度地方財政措置額：1,678億円】

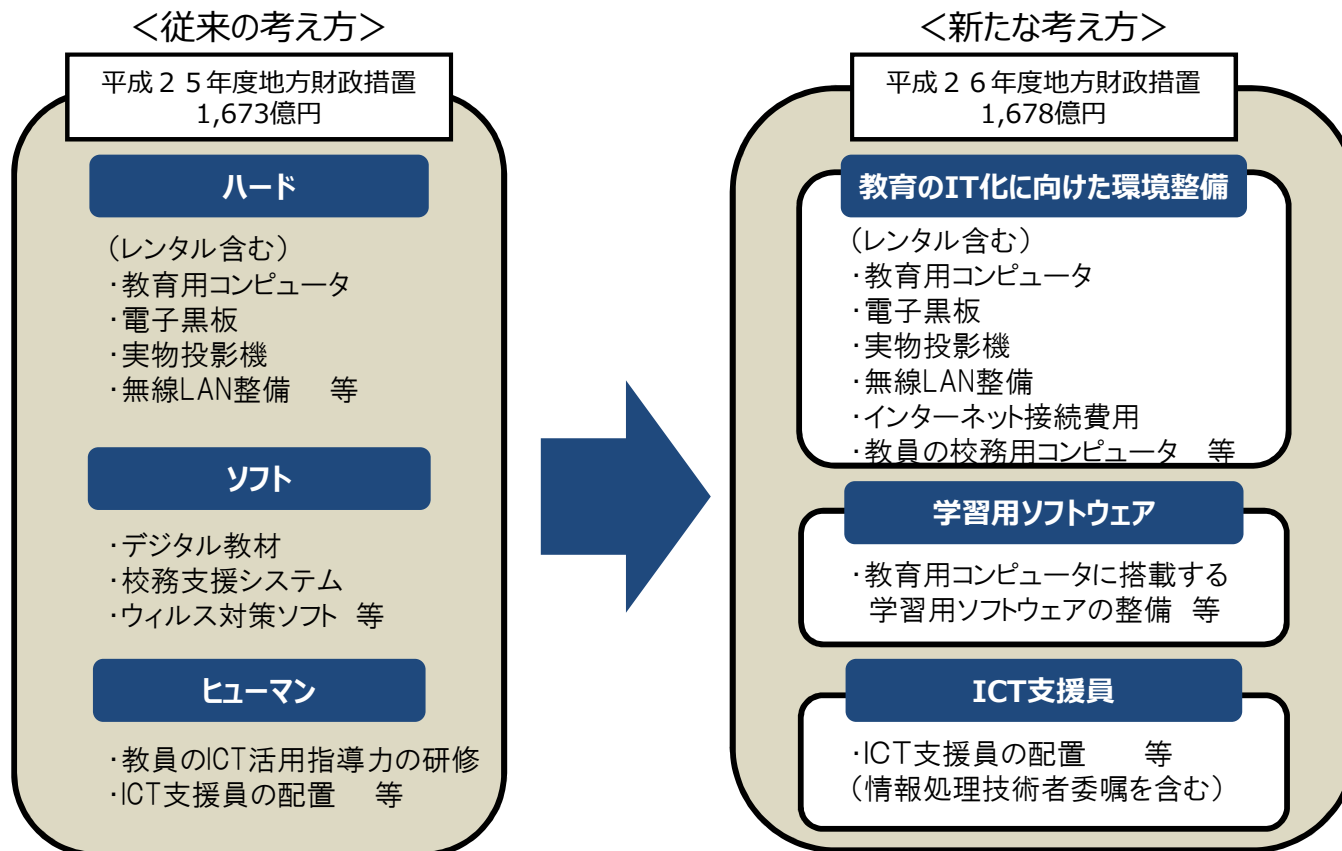
21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境の整備を図るため、第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)で目標とされている水準の達成に必要な所要額を計上した「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画(H26～29年度)」に基づき、平成29年度まで単年度1,678億円(4年間総額6,712億円)の地方財政措置を講じる。

## 第2期教育振興基本計画で目標とされている水準

教育用PC1台当たりの児童生徒数3.6人、電子黒板・実物投影機を各普通教室に1台配備、超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率100%、校務用PC教員1人1台、教育用ソフトやICT支援員等を配置。

## 教育のIT化に向けた環境整備4か年計画(H26～29年度)の所要額イメージ

- ・教育用コンピュータ・・・不足台数約146万台の新規導入及び既存分約191万台に係るリース費用
- ・学習用ソフトウェアの整備・・・教育用コンピュータ新規導入・更新に伴うもの
- ・電子黒板・・・不足台数約40万台の整備及び既存分約1万台の更新に係る費用
- ・実物投影機・・・不足台数約33万台の整備及び既存分約1万台の更新に係る費用
- ・無線LANの整備・・・未整備約38万教室に係る費用
- ・教員の校務用コンピュータ・・・約95万台のリース費用
- ・その他・・・インターネット接続費用、ICT支援員の配置費用 等



※ ウィンドウズXP搭載パソコンの更新などのセキュリティ対策を含め、平成26年度も地方財政措置の一層の活用が求められています。

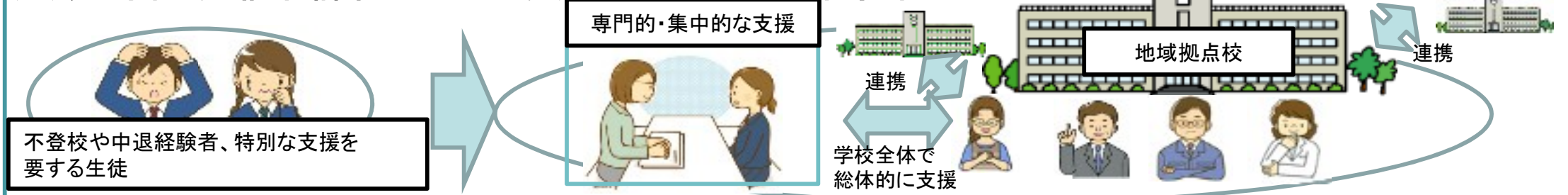
※ ICT支援員の人数…平成24年度 2,240人(文部科学省調べ)(小中も含んだ実績ベース)

# 多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費

(平成27年度概算要求額:1.5億円)(新規)

◆目的 教育再生実行会議第四次提言(平成25年10月)、中央教育審議会高等学校教育部会審議まとめ(平成26年6月)、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱(平成25年8月末閣議決定予定)を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズに応じ確かな学力や学習意欲の向上等を生徒に身に付けさせるなど、高校教育の質の確保・向上に向けた一層の取組を推進。

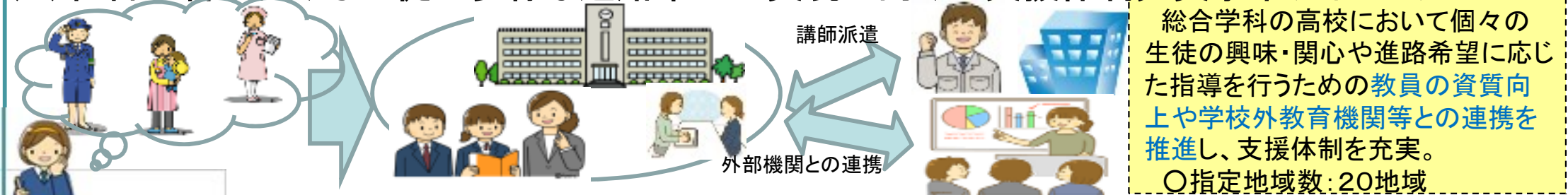
## (1) 定時制・通信制課程における支援・相談体制構築事業(65百万円)



定時制・通信制課程の高等学校において、きめ細やかなケアを必要とする生徒一人一人に対する、専門的かつ集中的な支援を行う専門人材を常駐させ、教職員間の連携を図るなど学校全体における総体的な取組を推進し、その教育的効果について調査研究を実施。また当該学校が地域の拠点校として地域全体における定時制・通信制の一層の振興を推進。

○指定学校数:8校

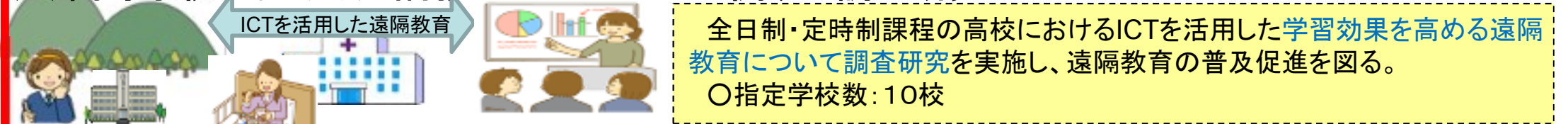
## (2) 総合学科における生徒の多様な進路希望の実現に向けた支援体制充実事業(22百万円)



総合学科の高校において個々の生徒の興味・関心や進路希望に応じた指導を行うための教員の資質向上や学校外教育機関等との連携を推進し、支援体制を充実。

○指定地域数:20地域

## (3) 高等学校における遠隔教育の普及推進に関する調査研究(63百万円)



全日制・定時制課程の高校におけるICTを活用した学習効果を高める遠隔教育について調査研究を実施し、遠隔教育の普及促進を図る。

○指定学校数:10校

## 4. その他の取組

# ICTを活用した教育の推進に関する懇談会について①

## ICTを活用した教育の推進に関する懇談会について

平成26年4月10日  
生涯学習政策局長決定

### 1. 趣旨

学びのイノベーション事業の成果を踏まえ、今後の教育の情報化の推進に向けて、有識者による多様な観点から意見交換等を行うため、「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

### 2. 懇談事項

- (1) 今後の教育におけるICTを活用した教育手法について
- (2) 教員のICT活用指導力の向上方策について
- (3) 学校におけるICT環境整備の進め方について
- (4) その他

### 3. 実施方法

- (1) 別紙の委員の協力を得て、上記2について意見交換等を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の有識者等にも協力を求めることができる。
- (3) 必要に応じて、懇談会の下にワーキンググループを置くことができる。

### 4. 実施期間

平成26年4月10日から平成27年3月31日までとする。

### 5. その他

懇談会の庶務は、関係局課の協力を得て、生涯学習政策局情報教育課において行う。

## ICTを活用した教育の推進に関する懇談会について②

### ICTを活用した教育の推進に関する懇談会委員

新井 健一	(株)ベネッセコーポレーション ベネッセ教育総合研究所理事長
市川 伸一	東京大学大学院教育学研究科教授
五十嵐 俊子	東京都日野市立平山小学校長
石戸 奈々子	NPO法人CANVAS理事長
大川 恵子	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
陰山 英男	立命館大学教育開発推進機構教授
國領 二郎	慶應義塾常任理事
清水 康敬	東京工業大学監事・名誉教授
高岡 信也	独立行政法人教員研修センター理事長
東原 義訓	信州大学学術研究院教育学系教授
福田 孝義	佐賀県教育委員会副教育長
堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授
三宅 なほみ	東京大学大学総合教育研究センター教授

(五十音順・敬称略)

# ICTを活用した教育の推進に関する懇談会について③

＜ICTを活用した教育の推進に関する懇談会で扱う主な論点(案)＞

## ●ICTを活用した教育方法の導入・促進

○ 学びのイノベーション事業で開発された指導方法や、各地で行われている 各教科等におけるICTを活用した指導方法をどのように展開させるか

○ 従来の教育手法とICTを活用した教育手法をどのように組合せるのが望ましいか

- ・黒板と電子黒板など、従来の教材・教具とICT機器をどのように使い分けるか
- ・体験学習等とICTを活用した教育とをどのように組み合わせるか

○ ICTを活用した新たな教育方法としてどのような方法が考えられるか

- ・いわゆる遠隔教育や反転授業など、ICTの特長を生かした教育方法としてどのような方法が考えられるか
- ・上記のICTの活用方法は、どのような状況や場面で導入すると効果的か

## ● 教員のICT活用指導力の向上

○ 各教科等の指導における教員のICT活用指導力をどのように高めていくか

○ 各地域における教員のICT活用指導力を組織的にどのように高めていくか

○ ICTの発達に伴い、求められる教員のICT活用指導力をどのように評価するか

## ● ICT教育環境の整備の推進

○ 自治体における教育ICT環境整備を促進するために、どのような取組が考えられるか

- ・環境整備を円滑に進める上で、国・地方公共団体・民間等がそれぞれ果たすべき役割は何か



# 学びのイノベーション事業 実証研究報告書 (概要)

文部科学省では、総務省と連携し、1人1台の情報端末、電子黒板、無線LAN等が整備された環境の下で、ICTを効果的に活用して、子供たちが主体的に学習する「新たな学び」を創造するための実証研究を行い、その成果や課題について、以下の内容を「実証研究報告書」としてとりまとめた。

- 小学校、中学校における取組
- 特別支援学校における取組
- ICTを活用した指導方法の開発
- 学習者用デジタル教科書・教材の開発
- ICTを活用した教育の効果
- ICT活用の留意事項
- 今後の推進方策

「学びのイノベーション事業」(平成23年度～25年度)

研究事項: ICTを活用した教育の効果・影響の検証、指導方法の開発、デジタル教科書・教材の開発

実証校: 20校(小学校10校、中学校8校、特別支援学校2校)

## 1 小学校、中学校における取組

〈小・中学校の実証校における取り組みを掲載〉

### ○ 各教科等におけるICTの活用例及びその効果

- ・ 画像や動画を活用した分かりやすい授業により、興味・関心を高め学習意欲が向上
- ・ 児童生徒の学習の習熟度に応じたデジタル教材を活用し、知識・理解の定着
- ・ 電子黒板等を用いて発表・話し合いを行うことにより、思考力や表現力が向上  
など

### ○ ICT活用の留意点

- ・ デジタル教科書・教材等を提示するだけでなく、観察・実験等の体験的な学習が必要
- ・ ICTを活用して発音や対話の方法を学習するだけでなく、対面でのコミュニケーション活動を合わせて行うことが必要  
など

### ○ 教員のICT活用指導力の向上

- ・ 教員間のICT活用事例や教材等の情報共有、授業研究会の実施
- ・ 外部講師を招いた研修、ICT支援員との連携 など



自分の考えの発表・話し合い



画像や動画による観察の記録



教材作成や指導方法の研修

## 2 特別支援学校における取組

### ○ 特別支援教育におけるICT活用の意義

- ・ 障害の状態や特性等に応じたICTの活用は、各教科や自立活動等の指導において、その効果を高めることができる点で極めて有用。

### ○ 特別支援学校における取組

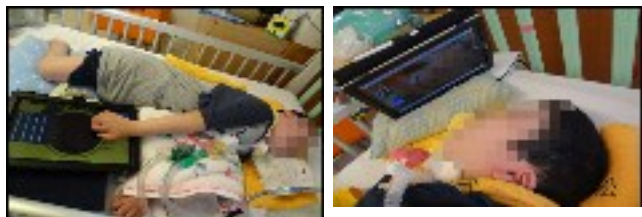
- ・ 重度の障害のある児童生徒の感覚機能、運動機能の向上
- ・ 自立支援や基礎的な学力向上に向けた自作教材の開発・活用
- ・ 本校と病院内の分教室をTV会議システムで接続することによる協働学習の実現
- ・ 入院前の前籍校との交流による不安の解消など復帰への支援 など

### ○ 教員のICT活用指導力の向上

- ・ 一人一人に応じたコンテンツやデジタル教材の自作と共有
- ・ 企業や有識者を招いた研修、ICT支援員との連携 など

### 例

＜重度の障害のある児童生徒の  
感覚機能、運動機能の向上＞  
(富山県立ふるさと支援学校)



タブレットPCに軽く触れるだけでギターを演奏できる自作ソフトを活用した活動を行う。

顔をタブレットPCの画面に映し出し、顔の画像の輪郭をなぞるなどの活動を行う。(軌線が画面に描かれる)



＜本校と病院内の分教室をTV会議システムで接続することによる協働学習＞  
(京都市立桃陽総合支援学校)

＜入院前の前籍校との交流＞

(京都市立桃陽総合支援学校)



府立大分教室



京都府下の中学校

### 3 ICTを活用した指導方法の開発

〈学習場面ごとのICT活用を類型化し、そのポイント及び実践事例を掲載〉

#### A 一斉学習

挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となる。

##### A1 教員による教材の提示



画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用

#### B 個別学習

デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進捗で学習することが容易となる。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となる。

##### B1 個に応じる学習



一人一人の習熟の程度等に応じた学習

##### B2 調査活動



インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録

##### B3 思考を深める学習



シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習

##### B4 表現・制作



マルチメディアを用いた資料、作品の制作

##### B5 家庭学習



情報端末の持ち帰りによる家庭学習

#### C 協働学習

タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学习において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。

##### C1 発表や話し合い



グループや学級全体での発表・話し合い

##### C2 協働での意見整理



複数の意見・考えを議論して整理

##### C3 協働制作



グループでの分担、協働による作品の制作

##### C4 学校の壁を越えた学習



遠隔地や海外の学校等との交流授業

### 3 ICTを活用した指導方法の開発

#### 〈各教科ごとに指導の展開例を掲載〉

#### 事例① 小学校6年 算数科「比と比の値」

- ・ミルクティーの紅茶とミルクの割合を調べる
- ・「比」の表し方と意味を知る。
- ・「比の値」の意味と求め方を知る。

**導入①**  
A1  
電子黒板を用いて、前時のノートを映して既習事項を振り返った後、本時の学習課題を提示して説明する。



**導入②**  
B1  
タブレットPCを用いて個別に問題に取り組んだ後、グループで解決方法を話し合う。



**展開②**  
C1  
グループでの話し合いの結果をもとに、電子黒板に解決方法を提示して発表する。



**まとめ**  
B1  
タブレットPCに配布された適用問題に取り組む。教員は戸惑っている児童への個別支援を行う。



#### 事例② 小学校4年 総合的な学習の時間「防災マップをつくらう」

- ・災害について理解し、防災マップの作り方を考える。
- ・地域めぐりで調べたことを電子模造紙にまとめる。
- ・各学級や地域の方々に対して発表を行う。

**導入**  
A1  
防災マップの作り方を伝えるため、防災マップの例を電子黒板に提示し、その要点を説明する。



**展開①**  
B2  
グループごとに地域に出かけ、危険な場所、安全な場所について情報収集する。



**展開②**  
C3  
電子模造紙上の地域の地図に、撮影してきた写真等を貼り、グループごとに防災マップを作成する。



**まとめ**  
C1  
電子黒板に防災マップを表示しながら発表し、よりよい防災マップになるよう互いにアドバイスを行う。



#### 事例③ 中学校2年 理科「さまざまな化学変化」

- ・熱が入り出す化学変化があることを知る。
- ・各グループで実験を行い、実験レポートをまとめる。
- ・実験レポートを発表する。

**導入**  
A1  
実験の流れを電子黒板で示す。熱が入り出す化学変化について、実物投影機を用いて紹介する。



**展開②**  
C3  
タブレットPCを使って、実験の様子を撮影・記録し、実験の結果をレポートにまとめる。



実験の様子を詳細に記録できるとともに、レポートの作成・共有が容易になる。



**まとめ**  
C2  
各グループの結果を、タブレットPCと電子黒板を使って実験結果を全体に発表し、意見交換をする。



## 4 学習者用デジタル教科書・教材の開発

### ○ 児童生徒が情報端末で活用する「学習者用デジタル教科書・教材」を開発

- 教科書の内容に加え、画像や動画、シミュレーション機能、学習履歴の保存等の機能を付加。

対象学年： 小学校3学年 ～ 中学校3学年

開発教科： 国語、社会、算数(数学)、理科、外国語・外国語活動



(例)「立体を詳しく調べよう」展開図のシミュレーション画面。右下のボタンを操作することにより、展開したり回転させたりしながら、立体の性質を調べることができる。

### ○ 学習者用デジタル教科書・教材等の機能の在り方について整理

- 多様な情報端末で利用可能、学習の記録を蓄積し・活用できることが必要。
- 学習者用デジタル教科書・教材、アプリケーション、これらの管理運用システムなど、学びに有効なシステムが連携した学習環境を構築することが必要。

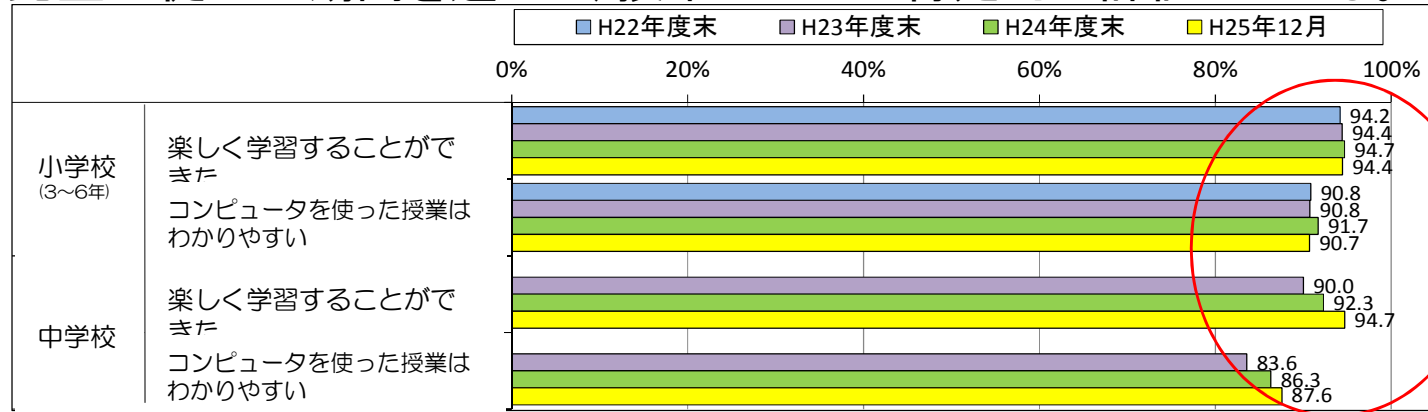


※ 本事業の「学習者用デジタル教科書・教材」は、教科書に準拠しているものの、法令上は、教科書とは別の教材と位置づけられる。

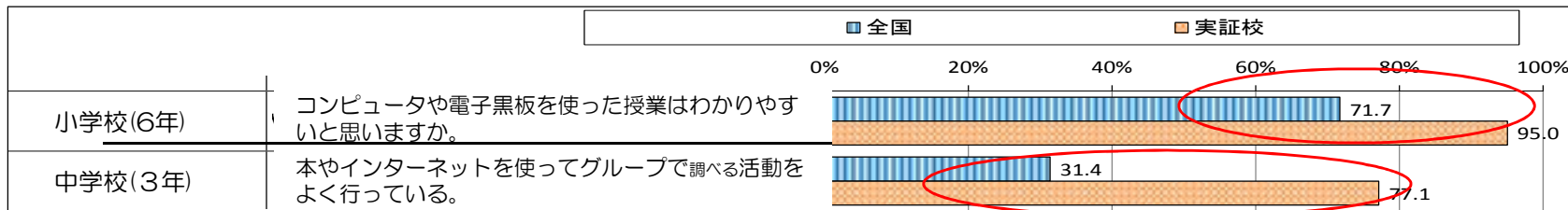
## 5 ICTを活用した教育の効果

### <児童生徒の意識>

○約8割の児童生徒が全期間を通じて、授業について肯定的に評価している。

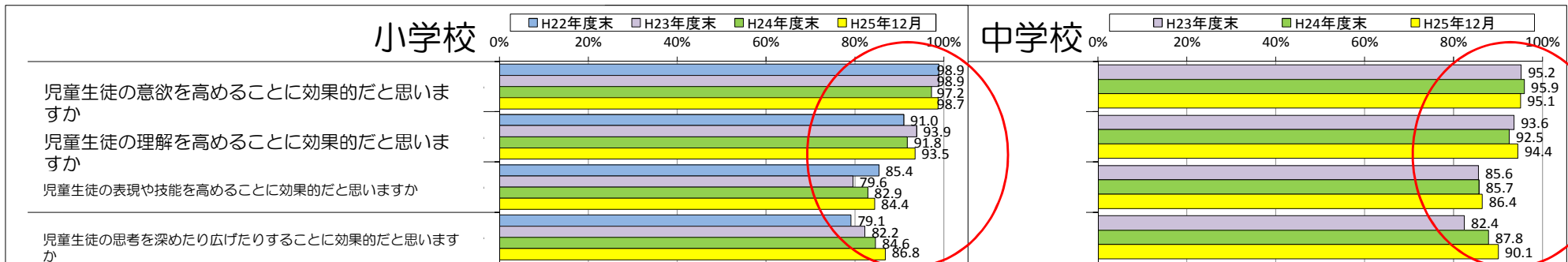


○全国学力・学習状況調査では、「コンピュータや電子黒板を使った授業は分かりやすい」「本やインターネットを使ってグループで調べる活動をよく行っている」が、特に全国より高い数値となっている。



### <教員の意識>

○ICTを活用した授業は効果的であると、全期間を通じて約8割以上の教員が評価している。



# MOOC(ムーク)について

**M**assive **O**pen **O**nline **C**ourse の略で、

- ・インターネット上で公開され、無料・世界の有名大学による講義が受講可能
- ・受講者が多い(一講座あたり数千～数万人規模)      ・複数週間にまたがる(5～15週間程度)
- ・講義や説明動画が短い(10分程度)      ・受講期間中に小テストや課題提出あり
- ・受講者同士の学びを重視(掲示板機能、相互採点)
- ・修了認定書を得られる講座もあるが学位プログラムの提供はない

## ○主なMOOC(ムーク)のプラットフォームの概要(データは2014年3月時点)

名称	開設	設立主体	参加大学数・提供科目数	登録者数
Coursera (コーセラ)	2012年4月	スタンフォード大学教員2名が設立した企業(ベンチャーキャピタルより1,600万ドル調達)	・108大学・機関 ・626講座以上	約680万人
edX (エデックス)	2012年5月	MITとハーバード大が約6,000万ドルを投資して共同設立した非営利プロジェクト	・33大学 ・161講座	約160万人
Udacity (ユーダシティ)	2012年2月	スタンフォード大学の教員3名が設立した企業(ベンチャーキャピタルより資金調達)	・スタンフォード大、ヴァージニア大他の教員個人 ・38講座	約75万人
Future Learn (フューチャー・ラーン)	2012年12月	英国オープンユニバーシティが設立した非営利組織	・29大学・機関 ・49講座	約20万人

## 【参考】MOOCに関する海外の動向

### ○主要MOOC機関・プラットフォームの概要

プロジェクト ・機関名称	国名	開設	設立主体/設立時の主な財源	営利 /非営利	参加大学数 /提供科目数	登録者数
Coursera (コーセラ)	アメリカ	2012年4月	・民間企業 (スタンフォード大学関係者) ・ベンチャーキャピタル	営利	・108大学・機関 ・626講座以上	約680万人
edX (エデックス)	アメリカ	2012年5月	・大学 (MITとハーバード大学) ・大学からの基金	非営利	・33大学 ・161講座	約160万人
Udacity (ユーダシティ)	アメリカ	2012年2月	・民間企業 (スタンフォード大学関係者) ・ベンチャーキャピタル	営利	・2大学 ・38講座	約75万人
Future Learn (フューチャー ・ラーン)	イギリス	2012年12月	・英国オープンユニバーシティ ・大学予算	営利	・29大学・機関 ・39講座	約20万人
Open2Study (オープン・トゥ ・スタディ)	オーストラリア	2013年3月	・オーストラリア政府 ・公的助成	非営利	・16大学 ・49講座	約16万人
FUN (ファン)	フランス	2013年10月	・フランス政府 ・公的助成	非営利	・フランスの 全高等教育機関 ・25講座 (2014年9月 までに50講座)	約10万人
iversity (アイバーシティ)	ドイツ	2013年10月	・民間企業 ・ベンチャーキャピタル	営利	・約20大学 ・28講座	約50万人
XuetangX (シュエタン・エックス)	中国	2013年10月	・大学・中国政府 ・公的助成・大学予算	非営利	・3大学 ・15講座	不明
JMOOC (ジェイムーク)	日本	2013年10月	・大学・民間企業等 ・大学・民間からの会費	非営利	・18大学 ・0講座 (2014年度中に 15講座)	約3万人

※ 参加大学数、提供科目数、登録者数については、2013年12月～2014年3月における調査結果であり、概数を含む。



## 5. 関連規定集

# 学校教育法（昭和22年法律第26号）

**第三条** 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

## 高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）①

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、高等学校設置基準（昭和二十三年文部省令第一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

### 第一章 総則

（趣旨）

**第一条** 高等学校は、学校教育法 その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、高等学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 高等学校の設置者は、高等学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

（設置基準の特例）

**第二条** 公立の高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事（以下「都道府県教育委員会等」という。）は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合又は二以上の学科を設置する場合その他これらに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

2 専攻科及び別科の編制、施設、設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

**第三条** 削除

**第四条** 削除

# 高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）②

## 第二章 学科

（学科の種類）

第五条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科とする。

2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業に関する学科
- 二 工業に関する学科
- 三 商業に関する学科
- 四 水産に関する学科
- 五 家庭に関する学科
- 六 看護に関する学科
- 七 情報に関する学科
- 八 福祉に関する学科
- 九 理数に関する学科
- 十 体育に関する学科
- 十一 音楽に関する学科
- 十二 美術に関する学科
- 十三 外国語に関する学科
- 十四 国際関係に関する学科
- 十五 その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。

# 高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）③

## 第三章 編制

（授業を受ける生徒数）

第七条 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（教諭の数等）

第八条 高等学校に置く副校長及び教頭の数に当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。

3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

（養護教諭等）

第九条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

（実習助手）

第十条 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

（事務職員の数）

第十一条 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

## 第四章 施設及び設備

（一般的基準）

第十二条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

# 高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）④

## （校舎の面積）

第十三条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

収容定員	面積（平方メートル）
120人以下	1200
121人以上480人以下	$1200 + 6 \times (\text{収容定員} - 120)$
481人以上	$3360 + 4 \times (\text{収容定員} - 480)$

## （運動場の面積）

第十四条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、八、四〇〇平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

## （校舎に備えるべき施設）

第十五条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

## （その他の施設）

第十六条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

## （校具及び教具）

第十七条 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

## （他の学校等の施設及び設備の使用）

第十八条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

# 高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）①

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十五条第四項の規定に基づき、高等学校通信教育規程（昭和三十一年文部省令第三十三号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（趣旨）

第一条 高等学校の通信制の課程については、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。

2 この省令で定める基準は、高等学校の通信制の課程において教育を行うために必要な最低の基準とする。

3 通信制の課程を置く高等学校の設置者は、通信制の課程の編制、施設、設備等がこの省令で定める基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

（通信教育の方法等）

第二条 高等学校の通信制の課程で行なう教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうものとする。

2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行なうことができる。

3 通信教育においては、生徒に通信教育用学習図書その他の教材を使用して学習させるものとする。

（協力校）

第三条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置者は、当該実施校の行なう通信教育について協力する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下「協力校」という。）を設けることができる。この場合において、当該協力校が他の設置者が設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）であるときは、実施校の設置者は、当該高等学校の設置者の同意を得なければならない。

2 協力校は、実施校の設置者の定めるところにより実施校の行なう面接指導及び試験等に協力するものとする。

（通信制の課程の規模）

第四条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、二百四十人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（教諭の数等）

第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。

3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

# 高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）②

（事務職員の数）

第六条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

（施設及び設備の一般的基準）

第七条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎の面積）

第八条 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校舎の面積は、一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校舎に備えるべき施設）

第九条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

3 全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行なう教育の用に供する施設を兼用することができる。

4 独立校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の学校等の当該各号に掲げる施設に相当する施設を兼用することができる。

# 高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）③

（校具及び教具）

第十条 実施校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第十一条 実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

（定時制の課程又は他の通信制の課程との併修）

第十二条 実施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

3 前二項の規定により、高等学校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒（以下「生徒」という。）が当該高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得する場合においては、当該生徒が一部の科目の単位を修得しようとする課程を置く高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

4 第一項又は第二項の場合においては、学校教育法施行規則第九十七条の規定は適用しない。



# 大学設置基準（抄）①（昭和三十一年文部省令第二十八号）

## 第一章 総則

### （趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

### （教育研究上の目的）

第二条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

### （入学者選抜）

第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

## 第二章 教育研究上の基本組織

### 第三章 教員組織

### 第四章 教員の資格

### 第五章 収容定員

### 第六章 教育課程

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

# 大学設置基準（抄）②（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（授業を行う学生数）

第二十四条 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

（授業の方法）

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第七章 卒業の要件等

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

第九章 事務組織等

第十章 共同教育課程に関する特例

第十一章 雑則

# 高等専門学校設置基準（抄）（昭和三十六年文部省令第二十三号）

## （教育課程の編成）

第十七条 高等専門学校は、当該高等専門学校及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程は、各授業科目を各学年に配当して編成するものとする。
- 3 各授業科目の単位数は、三十単位時間（一単位時間は、標準五十分とする。第七項において同じ。）の履修を一単位として計算するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、高等専門学校が定める授業科目については、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。
  - 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で高等専門学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。
  - 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で高等専門学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。
  - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して高等専門学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。
- 5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、六十単位を超えないものとする。
- 6 前三項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 7 第一項に定める授業科目のほか、高等専門学校においては、特別活動を九十単位時間以上実施するものとする。

## （授業の方法）

第十七条の二 高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 高等専門学校は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 3 高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。